ただし、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、当該事業年度末における自己都合退職手当要支給額に基づき引当金を計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

５．徴収不能引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券　償却原価法（定額法）

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品及び診療材料

評価基準　低価法

評価方法　移動平均法

ただし、当分の間は、評価方法は最終仕入原価法によっている。

⑵　貯蔵品

評価方法は金額的に重要性が乏しいため最終仕入原価法によっている。

８．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

土地については、相続税評価額又は地方公共団体の条例に定められた占用料を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に利用した利率

10年利付国債の平成29年３月末利回りを参考に0.065％で計算している。

９．リース取引の会計処理

１件当たりのリース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

10．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっている。

追　加　情　報

「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議平成28年２月１日改訂）」及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省　日本公認会計士協会平成28年４月21日最終改訂）」を適用して、財務諸表を作成している。

（表示方法の変更）

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費等」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示している。

貸　借　対　照　表　の　注　記　事　項

１．運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額は12,348,795,148円である。

２．運営費交付金から充当されるべき賞与見積額は1,179,692,615円である。

３．国立大学法人法附則第12条第３項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が承継した借入金債務（期末残高1,599,448,150円）を保証している。なお、本法人に対して義務づけられた独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への拠出債務は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債務負担金として表示している。

４．長期借入金（期末残高15,427,818,000円（一年以内返済予定分900,268,000円を含む））の担保として、土地（帳簿価額11,851,336,145円）及び建物（帳簿価額2,781,581,512円）を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構へ供している。

５．民間事業者が自己資金で建設し、無償で使用できることを条件に本学へ所有権を移転した施設（附属病院立体駐車場等）について、施設を使用させる義務である本学が負う債務（施設の帳簿価額相当額）をその他固定負債及びその他流動負債として表示している。

６．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するものは以下の通りである。

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	13,259,572,882円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	11,240,297,716円
利益剰余金に与える影響額（差引き）	2,019,275,166円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計	487,409,570円

③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　115,844,518円

④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　345,557,325円

合計　2,968,086,579円

７．土地の譲渡に伴う資本金の減少は以下の通りである。

①　譲渡した土地の帳簿価額及びその概要

帳簿価額　12,300,000円

概　　要　伏木宿舎の土地

（高岡市伏木矢田403番２　3,130.01㎡）

②　譲渡理由

伏木宿舎について、不用と判断し、売却処分することを決定したため。

③　譲渡収入の額

9,000,000円

④　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額の算定に当たり譲渡収入より控除した費用の額

2,689,200円